

② 厚生年金受給者数

老齢厚生年金は、原則として厚生年金の被保険者であった者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給される。この場合、厚生年金の被保険者期間が1月でもあれば、すべて、老齢厚生年金受給者として取り扱われ、かつての基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金と通算老齢年金の区別はない。

老齢厚生年金受給者は昭和 61(1986)年4月以降徐々に発生してくるものであり、昭和 61(1986)年度前の統計との連続性を図る観点から、老齢厚生年金で被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者や、中高齢の特例による期間短縮を受けている者も含む。）を老齢年金相当受給者（以下「老齢相当」と呼ぶ。）とし、それ以外（25年未満）の者を通算老齢年金相当受給者（以下「通老相当」と呼ぶ。）と区分することとし、さらに、基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金受給者は老齢相当、通算老齢年金受給者については通老相当として取り扱うこととする。

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金受給者数の見通しは第3－7－2表のとおりである。

老齢厚生年金のうち老齢相当の受給者数は、平成 22(2010)年度で1,330万人であるが、平成 37(2025)年度には1,520万人、平成 62(2050)年度には1,710万人と急速に増加するものの、以降、緩やかに減少し、平成 117(2105)年度には910万人になるものと見通される。ここで、平成 27(2015)年度から平成 37(2025)年度にかけて、受給者数の伸びが鈍化しているのは、平成 25(2013)年度から、60歳台前半の報酬比例年金の支給開始年齢が65歳に向けて引き上げられることの影響である。なお、通老相当の受給者数は、平成 32(2020)年度の1270万人をピークに、以降、緩やかに減少するものと見通される。

障害厚生年金の受給者数は、平成 22(2010)年度で40万人であるが、今後、やや増加し、平成 37(2025)年度には50万人となるものの、その後、人口の減少に応じて減少し、平成 117(2105)年度には20万人になるものと見通される。

一方、遺族厚生年金受給者数は、平成 22(2010)年度で480万人であるが、平成 27(2015)年度には570万人、平成 37(2025)年度には720万人と増加し、平成 52(2040)年度で790万人とほぼピークに達した後はなだらかに減少、平成 117(2105)年度には380万人になるものと見通される。